

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>第4 臓器提供施設に関する事項</p> <p>法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、当面、次のいずれの条件をも満たす施設に限定すること。</p> <p>1 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。</p> <p>2 適正な脳死判定を行う体制があること。</p> <p>3 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学附属病院 ・日本救急医学会の指導医指定施設 ・日本脳神経外科学会の<u>基幹施設又は研修施設</u> ・救命救急センターとして認定された施設 ・日本小児総合医療施設協議会の会員施設 	<p>第4 臓器提供施設に関する事項</p> <p>法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、当面、次のいずれの条件をも満たす施設に限定すること。</p> <p>1 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。</p> <p>2 適正な脳死判定を行う体制があること。</p> <p>3 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学附属病院 ・日本救急医学会の指導医指定施設 ・日本脳神経外科学会の<u>専門医訓練施設（A項）</u> ・救命救急センターとして認定された施設 ・日本小児総合医療施設協議会の会員施設